

大山隠岐国立公園
(大山蒜山地域)

公園計画書

平成26年3月19日
環境省

目 次

1	基本方針	4
2	規制計画	7
(1)	保護規制計画及び関連事項	7
ア	特別地域	7
(ア)	特別保護地区	10
(イ)	第1種特別地域	13
(ウ)	第2種特別地域	19
(エ)	第3種特別地域	26
イ	関連事項	33
(ア)	採取等規制植物	33
(イ)	捕獲等規制動物	35
(ウ)	普通地域	36
ウ	面積内訳	41
(ア)	地域地区別土地所有別面積	41
3	事業計画	43
(1)	施設計画	43
ア	保護施設計画	43
イ	利用施設計画	44
(ア)	集団施設地区	44
(イ)	単独施設	48
(ウ)	道路	52
a	車道	52
b	歩道	54
(エ)	運輸施設	59
4	参考事項	60
(1)	過去の経緯	60

1 基本方針

大山隠岐国立公園は、鳥取県、島根県及び岡山県にまたがり、中国地方最高峰となる大山とその東南に続く蒜山、^{せんじょうざん}船上山、^{けなしやま}毛無山周辺、^{みとくざん}三徳山を含めた大山蒜山地域、島根半島地域、隠岐地域、^{さんべざん}三瓶山地域の4地域からなる。

大山、蒜山、三瓶山、三徳山は鐘状の形態をもつ火山連峰の風景形式とされ、地形の形成史の観点から一体的な地域である。そのほか、本地域以外の各地域に特色をもち、島根半島地域のリアス海岸と出雲大社の文化景観、隠岐諸島地域の海食崖、三瓶山地域の牧野景観が特徴的である。

伯耆三嶺と称される大山、船上山、三徳山に加え、毛無山一体は当公園の主要な保護対象となっている。

本地域の利用については、大山に代表されるような登山をはじめ、自然風景探勝、社寺参詣、キャンプ、ピクニック、スキー、エコツアー等の利用形態が中心となっている。今般、三徳山地域が大山蒜山地域へ編入されたことを踏まえ、これまでの利用形態に加えて、自然・歴史・文化を感じることができる利用、伯耆三嶺である大山、船上山、三徳山を含め蒜山、毛無山を大山蒜山地域として、一体的かつ相互に関連性のある利用を進める。

以上の自然的・社会的状況を踏まえながら風致景観の保全を図るとともに、適切な利用を推進するため、以下の方針により公園計画を定めることとする。

(1) 規制計画

ア 保護規制計画

新たに公園区域として編入した本地域の三徳山は、県立自然公園の保護規制計画を基本とした。

そのほかの地域については、現時点において見直しは行わず、将来的に、自然環境等の変化に応じて区域及び評価の見直しを行うこととする。

その他、以下の方針により保護規制計画を定めることとする。

(ア) 特別保護地区

- ・ 大山では、ブナを主とする天然林によって保持されている中腹以上の景観を極力保護するものとし、特にダイセンキャラボクが生育する山頂を含む地域は中国地方の代表的な自然景観である。また、烏ヶ山、船上山及び毛無山南面は植生、地形を厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区であり、これらを特別保護地区とする。

(イ) 第1種特別地域

- ・ 特異な生態系・植生が優れた景観を形成している地域である蒜山三座、クロモジ-ブナ群落に被われ、尾根に局所的にヒメコマツ群落のある船上山から矢筈ヶ山に至る連山を中心とした急傾斜の山塊、ブナを主体とする自然林が分布する毛無山北面及び大山環状道路沿線、鏡ヶ成風景林、クロマツ並木のある米子大山線及び大山口大山線の沿線等を第1種特別地域とする。

(ウ) 第2種特別地域

- ・ 利用拠点である大山寺、^{ますみずこうげん}栲水高原、鏡ヶ成及び蒜山地域、良好な状態で自然植生が維持され

ている船上山山麓、アカマツの植林地である槇原地域、ススキ、ササ草原が卓越している三平山^{みひらやま}、ブナを主体とする朝鍋鷲ヶ山^{あさなべわしがせん}から白馬山にかけての稜線部、広大な草原景観が広がる蒜山南山麓部、展望地点として重要な地域である鍵掛峠等を第2種特別地域とする。

(エ) 第3種特別地域

- ・ 上記の地域以外と一体となって風景を形成している地域、ススキ草原やクリ - ミズナラ群落のある一向平^{いっこうがなる}、スギ、ヒノキ、サワラの植林地の勝田ヶ山東山麓、スギ、ヒノキの良好な人工林と二次林が混在する毛無山西部から宝仏山地域、蒜山三座の南麓の噴火によって湖が干上がったできた中蒜山、下蒜山南麓の地域等を第3種特別地域とする。

(2) 施設計画

ア 保護施設計画

- ・ 大山の頂上付近は、登山者が増加するにつれ踏圧による植生への影響が深刻化し、一時は裸地化した。が、「大山の頂上を保護する会」を中心とした一木一石運動をはじめとする官民一体となった保全活動の結果、植生は回復しつつある。
このため、今後も官民一体となった植生復元活動を継続して行うこととする。
- ・ 毛無山の頂上付近は、カタクリの群生地が見られ、白馬山、ウド山から毛無山にかけての稜線沿いにおいて、登山者の踏圧などによって衰退している箇所も一部見られる。
このため、今後カタクリの植生の復元を図るため本計画を定めることとする。

イ 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

- ・ 大山蒜山地域には、重要な利用拠点として大山寺、鏡ヶ成、榊水高原及び蒜山が集団施設地区として計画されており、適切な整備方針等を定める。
- ・ 大山寺地区は、大山の北西側の中腹、ブナの自然林等に囲まれた標高約 800mの傾斜地に位置し、古くから地蔵信仰・牛馬市で栄えた門前町で、旅館や宿坊が数多くある。米子大山線道路（車道）等により、米子、松江方面へ通じ、西日本最大のスキー場としても広く知られている。
この恵まれた自然・文化環境や良好なアクセスを活かし、自然探勝及び屋外レクリエーションの拠点となるよう施設を計画するものとする。
- ・ 鏡ヶ成地区は、御机笹ヶ平線道路（車道）及び蒜山鏡ヶ成線道路（車道）沿線で、烏ヶ山南東部の標高 900m付近に位置し、周囲には良好なブナ林が広がる。一方、地区の中心部は草原景観を呈し、貴重な高層湿原も見られる。
この恵まれた自然環境や良好なアクセスを活かし、登山、自然探勝、野営等のレクリエーションの拠点となるよう施設を計画するものとする。
- ・ 榊水高原地区は、溝口大山線道路（車道）沿線に位置し、大山の西側中腹に広がる標高 700～800mの高原で、眼前には美しいスロープを描く大山の秀麗な山容がみられる。眼下には日本海に伸びる湾曲した弓ヶ浜半島や中海に横たわる島根半島が望まれ、日没には宍道湖の彼方に沈む夕日が美しい。
この恵まれた自然環境や良好なアクセスを活かし、自然探勝、スキーなどの利用者のための

レクリエーションの拠点となるよう施設を計画するものとする。

- ・ 蒜山地区は蒜山鏡ヶ成線道路（車道）沿線で、蒜山高原西部の標高約 500～600mの南に向かう傾斜地に位置し、周辺に牧場や畑が広がる牧野的な雰囲気のある場所である。

この恵まれた自然環境や良好なアクセスを活かし、国民休暇村として登山、自然探勝、野営などのレクリエーションの拠点となるよう施設を計画するものとする。

- ・ 施設の整備に当たっては、外国人対応の多言語表記、ユニバーサルデザインを積極的に導入し、周囲の風致景観に配慮するとともに、施設に太陽光パネル等を導入する等、再生可能エネルギーを活用する。

(イ) 単独施設

利用実態から見て必要である施設、公園利用に用いられている施設について、事業実施の可能性や整備による風致景観への支障のないことを確認の上でふさわしい種別の計画を位置づける。

(ウ) 車道

利用拠点や集団施設地区への到達路、南大山の周回線道路、興味地点をつなぐ車道として利用されている車道を位置づける。

(エ) 歩道

- ・ 大山地域においては、現在使用されている登山道や散策路を中心として、風景（自然・人文景観）、歴史、文化などの奥深さを知り、体験するための歩道を計画する。
- ・ 蒜山地域においては、蒜山三座に到達する登山道を中心として、歩道を計画する。
- ・ 三徳山地域においては、三徳山山頂への到達歩道とし、三徳山地域の景観、自然環境、文化を探勝するための歩道を計画する。

(オ) 運輸施設

蒜山高原を前面に、蒜山三座を望む絶好の展望地として利用の多い丸山までの運輸施設として、索道を計画する。

2 規制計画

(1) 保護規制計画及び関連事項

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表1：特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
鳥取県	倉吉市内 国有林鳥取森林管理署 549 林班、564 林班、566 林班及び 569 林班の全部並びに 547 林班、548 林班、550 林班から 552 林班まで、554 林班、557 林班、562 林班、563 林班、565 林班、567 林班及び 568 林班の各一部 倉吉市 関金町野添の一部	874 国 公 私
	東伯郡三朝町内 国有林鳥取森林管理署 507 林班の全部及び 506 林班の一部 東伯郡三朝町 大字三徳の一部	300 国 71 公 4 私 225
	東伯郡琴浦町内 国有林鳥取森林管理署 570 林班から 582 林班まで、735 林班、736 林班及び 737 林班の全部 東伯郡琴浦町 大字山川の全部並びに大字大父、大字中村及び大字野井倉の各一部	2,348 国 公 私
	西伯郡伯耆町内 国有林鳥取森林管理署 599 林班から 601 林班までの全部 西伯郡伯耆町 大字岩立の全部並びに大字大内、大字金屋谷、大字小林、大字福兼及び大字丸山の各一部	1,008 国 公 私
	西伯郡大山町内 国有林鳥取森林管理署 583 林班から 587 林班まで、590 林班、591 林班、594 林班から 597 林班まで、603 林班から 607 林班まで及び 709 林班の全部 西伯郡大山町 大山の全部並びに赤松、飯戸、豊房、羽田井、前及び松河原の各一部	3,791 国 公 私

都道府県名	区 域	面積 (ha)
	日野郡日野町 大字貝原、大字金持、大字根雨及び大字三谷の各一部	343 国 公 私
	日野郡江府町内 国有林鳥取森林管理署 608 林班、710 林班から 721 林班までの全部 日野郡江府町 大字大河原、大字下蚊屋、大字御机、大字俣野、大字武庫及び 大字吉原の各一部	3,008 国 公 私
	小 計	11,672 国 6,674 公 1,620 私 3,378
岡山県	真庭市内 国有林岡山森林管理署 127 林班から 130 林班まで、1012 林班、 1013 林班及び 1018 林班から 1022 林班までの全部 真庭市 蒜山上徳山、蒜山上長田、蒜山上福田、蒜山中福田、蒜山西茅 部及び蒜山湯船の全部並びに蒜山下徳山、蒜山下福田、蒜山富 掛田、蒜山富山根及び蒜山本茅部の各一部	5,241 国 公 私
	真庭郡新庄村 鍛冶屋ノ上へ、金カ谷鉦向、木地屋谷尻、木地屋、木地屋敷川 端、木地屋河端、木地屋渡り、子レノキ谷、三本杉東平ラ、下 モ木地屋、鉦奥、土用井手ノ下タ、中曽根日名平ラ、西谷日名 平ラ、西谷尻、與右衛門屋敷及び與右エ門屋敷の全部並びに家 ノ上へ、家ノ向、家ノ前、家ノ後、家ノ後口、金カ谷、金カ谷 奥、金カ谷尻、木地屋敷、荒神ノ前、三本杉、三本杉滝ノ下タ、 田浪、田浪尻左平ラ、土用、中曽根、林ガ谷、東谷、東谷尻、 古屋敷、本谷道ハタ及び屋敷の各一部	1,174 国 公 私
	小 計	6,415 国 2,330 公 3,006 私 1,079

都道府県名	区 域	面積 (ha)								
合 計		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">18,087</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国</td> <td style="text-align: right;">9,004</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公</td> <td style="text-align: right;">4,626</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">私</td> <td style="text-align: right;">4,457</td> </tr> </table>		18,087	国	9,004	公	4,626	私	4,457
	18,087									
国	9,004									
公	4,626									
私	4,457									

(ア) 特別保護地区

特別地域のうち、次の区域を特別保護地区とする。

(表 2 : 特別保護地区総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
鳥取県	東伯郡琴浦町内 国有林鳥取森林管理署 572 林班及び 575 林班の全部並びに 581 林班及び 582 林班の各一部	334 〔 国 公 私 〕
	東伯郡琴浦町 大字山川の一部	〔 国 公 私 〕
	西伯郡大山町内 国有林鳥取森林管理署 595 林班及び 604 林班から 607 林班までの各一部	644 〔 国 公 私 〕
	日野郡江府町内 国有林鳥取森林管理署 608 林班の全部	264 〔 国 公 私 〕
	日野郡江府町 大字御机の一部	〔 国 公 私 〕
	小 計	1,242 〔 国 1,052 公 133 私 57 〕
岡山県	真庭郡新庄村 子レノキ谷の全部並びに田浪の一部	262 〔 国 公 私 〕
	小 計	262 〔 国 0 公 191 私 71 〕
	合 計	1,504 〔 国 1,052 公 324 私 128 〕

(表3：特別保護地区内訳表)

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
大山山頂部	鳥取県西伯郡大山町内 国有林鳥取森林管理署 595 林班及び 604 林班から 607 林班までの各一部	大山山頂を中心とした地域で、ダイセンコゴメグサ、ミヤマキンバイ、ダイセンクワガタ、ダイセンキスミレ等の高山植物群落、特別天然記念物に指定されているダイセンキャラボクの純林、樹齢百数十年のブナの原生林の植物景観、トロイデ形の火山山頂部の自然景観がある。 厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。	644 国 公 私
地獄谷 烏ヶ山	鳥取県日野郡江府町内 国有林鳥取森林管理署 608 林班の全部 鳥取県日野郡江府町 大字御机の一部 鳥取県東伯郡琴浦町内 国有林鳥取森林管理署 572 林班及び 575 林班の全部	地獄谷、烏ヶ山を中心とした地域で、地獄谷の峡谷地形、ブナの原生林を中心とした植生、烏ヶ山の円頂丘地形及び同地に生育し中国地方では特異な日本の南限であるミヤマハンノキ群落がある。 厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。	565 国 公 私
船上山	鳥取県東伯郡琴浦町内 国有林鳥取森林管理署 581 林班及び 582 林班の各一部 鳥取県東伯郡琴浦町 大字山川の一部	矢筈ヶ山から船上山にかけては溶岩台地からなり、山腹のブナ林又はヒメコマツ林、山頂部の高山植物群落など植物景観に優れている。また船上山の史跡は文化財に指定され、文化景観上価値が高く、厳正に景観の保護を図る必要性が高い地区である。	33 国 公 私

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
毛無山南面	岡山県真庭郡新庄村 子レノキ谷の全部並びに田浪の一部	毛無山から白馬山周辺の標高 800～1,000m付近には、中国地方では貴重な存在のまとまった面積のブナを主体とする天然林が広がり、天然スギを交えた特徴ある景観を形成している。毛無山山頂をはじめとする尾根筋からは、中国地方最高峰の大山や蒜山三座、弓ヶ浜半島から島根半島などを一望することができ、厳正に景観の保護を図る必要性が高い地区である。	262 [国 公 私]
合 計			1,504 [国 1,052 公 324 私 128]

(イ) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表4：第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
鳥取県	倉吉市内 国有林鳥取森林管理署 547 林班から 551 林班までの各一部	174 国 公 私
	東伯郡三朝町内 国有林鳥取森林管理署 507 林班の一部 東伯郡三朝町 大字三徳の一部	137 国 43 公 1 私 93
	東伯郡琴浦町内 国有林鳥取森林管理署 570 林班から 571 林班、574 林班、577 林班、578 林班及び 580 林班の全部並びに 573 林班、576 林班、579 林班、581 林班及び 582 林班の各一部 東伯郡琴浦町 大字中村及び大字山川の各一部	1,055 国 公 私
	西伯郡伯耆町内 国有林鳥取森林管理署 600 林班及び 601 林班の各一部 西伯郡伯耆町 大字岩立、大字大内、大字金屋谷及び大字小林の各一部	218 国 公 私
	西伯郡大山町内 国有林鳥取森林管理署 583 林班、584 林班、590 林班、591 林班及び 594 林班の全部並びに 585 林班から 587 林班まで、595 林班から 597 林班及び 603 林班から 607 林班までの各一部 西伯郡大山町 赤松、大山、羽田井、前及び飯戸の各一部	1,741 国 公 私

都道府県名	区 域	面積 (ha)
鳥取県	日野郡江府町内 国有林鳥取森林管理署 718 林班から 721 林班までの 各一部 日野郡江府町 大字御机及び大字吉原の各一部	319 〔 国 〕 公 私
	小 計	3,644 〔 国 2,885 〕 公 256 私 503
岡山県	真庭市内 国有林岡山森林管理署 127 林班の一部 真庭市 蒜山上福田、蒜山下徳山、蒜山中福田及び蒜山湯船 の各一部	688 〔 国 〕 公 私
	小 計	688 〔 国 659 〕 公 29 私 0
	合 計	4,332 〔 国 3,544 〕 公 285 私 503

(表5：第1種特別地域内訳表)

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
蒜山三座の 稜線部	鳥取県倉吉市内 国有林鳥取森林管理署 547林班から551林班までの各一部	上蒜山(1,202m)、中蒜山(1,125m)、下蒜山(1,100m)の稜線部分を形成する地区であり、優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。	174
			国 公 私 174
三徳山北部	鳥取県東伯郡三朝町内 国有林鳥取森林管理署 507林班の一部 鳥取県東伯郡三朝町 大字三徳の一部	<p>三徳山(899.7m)の西側に延びる稜線(標高約800m)の北側斜面に位置し、山麓部のウラジロガシ等の照葉樹林と標高400m前後から山上部の稜線にかけてブナで代表される冷温帯の落葉広葉樹林の自然林が連続してまとまって垂直的に分布し、さらに山麓部の照葉樹林の下部側にはケヤキやイヌシデ、アカシデ等の落葉広葉樹の自然林等が広がっている。</p> <p>地形的特徴としては、中生代末期の白亜紀に貫入してできた花崗岩が基盤にあり、その上に凝灰角礫岩・火山破碎岩類が覆っている。さらに、これらの層の最下部からマグマが突き破って最上部に噴出し、これが安山岩となってトロイデ状となっている。</p> <p>また、国宝投入堂を始めとする山岳信仰関係の宗教施設が多数立地するなど、信仰の場として歴史的にも重要な地域となっており、優れた風致の維持と優れた文化的景観と一体となった自然環境の適切な保護及び利用を図る必要性の高い地区である。</p>	137
			国 公 私 43 1 93

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
大山滝 飯盛山	鳥取県東伯郡琴浦町 国有林鳥取森林管理署 570 林班から 571 林班及び 574 林班 の全部並びに 573 林班及び 576 林 班の各一部	加勢蛇川 ^{かせちがわ} の上流域である地獄谷溪谷を中心とした山塊で 自然植生はクロモジブナ群落に覆われ、大山滝から上流の 溪畔はジュウモンジシダーサワグルミ群落が見られる地区 であり、優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。	449 国 公 私
矢筈ヶ山 甲ヶ山 勝田ヶ山～ 船上山	鳥取県東伯郡琴浦町内 国有林鳥取森林管理署 577 林班、578 林班及び 580 林班の 全部並びに 579 林班、581 林班及び 582 林班の各一部 鳥取県東伯郡琴浦町 大字中村及び大字山川の各一部 鳥取県西伯郡大山町内 国有林鳥取森林管理署 583 林班及び 584 林班の全部並びに 585 林班から 587 林班までの各一部 鳥取県西伯郡大山町 羽田井の一部	船上山から矢筈ヶ山に至る連山を中心とした急傾斜の山 塊で、自然植生のクロモジブナ群落に覆われ、尾根に局所 的にヒメコマツ群落、自然低木林が見られる。 本地域の北～東の周辺は代償植生であり、地域内も一部ブ ナーミズナラ群落、コナラ群落、スギ・ヒノキ・サワラの植 林地に置き換わっている地区である。 優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。	1,162 国 公 私

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
川床・米子 大山線沿線 大山口停車場 大山線沿線 大山環状道 路沿線	鳥取県西伯郡大山町内 国有林鳥取森林管理署 590 林班、591 林班及び 594 林班の 全部並びに 595 林班から 597 林班、 600 林班、601 林班及び 603 林班か ら 607 林班までの各一部 鳥取県西伯郡伯耆町 大字小林の一部 鳥取県西伯郡大山町 赤松、大山、前及び飯戸の各一部	川床から大休峠 <small>おおやすみとうげ</small> に至る中国自然歩道周辺の比較的緩傾斜 の多い山地で、植生は、歩道西側は自然植生のクロモジブ ナ群落で、東側は代償植生に置き換わっている。 米子大山線及び大山口停車場大山線の沿線には、樹齢数百 年のクロマツ並木が優れた景観を作っており、優れた風致の 維持を図る必要性の高い地区である。 大山西斜面麓の環状道路周辺の傾斜地は、全て代償植生に 置き換わっているが、ブナーミズナラ群落が卓越した優れた 景観を作っており、優れた風致の維持を図る必要性の高い地 区である。	1,246 国 公 私
毛無山北面	鳥取県日野郡江府町内 国有林鳥取森林管理署 718 林班及び 719 林班の各一部	毛無山の北面は、南面に比して傾斜が急になっており、林 床をチマキザサに覆われたブナを主体とする自然林が広く 分布し、極めて良好な風致を維持しており、優れた風致の維 持を図る必要性の高い地区である。	68 国 公 私 68
鏡ヶ成風景 林	鳥取県日野郡江府町内 国有林鳥取森林管理署 720 林班及び 721 林班の各一部 鳥取県日野郡江府町 大字御机及び大字吉原の各一部	大山南壁山麓の傾斜地で、標高 1000m 以上は自然植生のク ロモジブナ群落が分布するが、それ以下は代償植生に置き 換わっている。優れた風致の維持を図る必要性の高い地区で ある。	251 国 公 私

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
倉吉江府溝 口線の一部 沿線	鳥取県西伯郡伯耆町 大字岩立、大字大内及び大字金屋谷 の各一部	道路沿道がアカマツの植林地の優れた景観となっており、 優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。	157 国 公 私
二俣山南麓 部 蒜山大山ス カイライン 西部	岡山県真庭市内 国有林岡山森林管理署 127 林班の一部 岡山県真庭市 蒜山上福田、蒜山下徳山及び蒜山湯 船の各一部	二俣山の南山麓部にあつて 700～800mにクリーミズナラ 群落、それ以下にコナラ群落が卓越している地区である。 蒜山大山スカイラインの西部地域で、伐採跡地にカラマツ の植林地及びコナラ群落にスギ・ヒノキ・サワラの植林地が 点在している植生を作っている地区である。 優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。	587 国 公 私
上蒜山の一 部	岡山県真庭市内 国有林岡山森林管理署 127 林班の一部 岡山県真庭市 蒜山中福田の一部	上蒜山の南西山麓に広がり、クロモジブナ群落とクリー ミズナラ群落に被われた地区であり、優れた風致の維持を図 る必要性の高い地区である。	101 国 公 私
合 計			4,332 国 公 私 3,544 285 503

(ウ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表6：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
鳥取県	倉吉市内 国有林鳥取森林管理署 554 林班及び 557 林班の各一部	39 国 39 公 私
	東伯郡三朝町内 国有林鳥取森林管理署 506 林班及び 507 林班の各一部 東伯郡三朝町 大字三徳の一部	163 国 28 公 3 私 132
	東伯郡琴浦町内 国有林鳥取森林管理署 582 林班の一部 東伯郡琴浦町 大字山川の一部	110 国 公 私
	西伯郡伯耆町内 国有林鳥取森林管理署 600 林班及び 601 林班の各一部 西伯郡伯耆町 大字岩立、大字大内、大字金屋谷、大字小林及び大字丸山の各一部	209 国 公 私
	西伯郡大山町内 国有林鳥取森林管理署 585 林班から 587 林班まで、596 林班、597 林班、603 林班、607 林班及び 709 林班の各一部 西伯郡大山町 赤松、大山、豊房、前、松河原及び飯戸の各一部	1,217 国 公 私
	日野郡江府町内 国有林鳥取森林管理署 710 林班から 718 林班まで、720 林班及び 721 林班の各一部 日野郡江府町 大字下蚊屋、大字俣野及び大字御机の各一部	1,126 国 公 私

都道府県名	区 域	面積 (ha)
鳥取県	小 計	2,864 〔 国 公 私 〕
岡山県	真庭市内 国有林岡山森林管理署 128 林班から 130 林班、1012 林班、1013 林班及び 1018 林班の全部並びに 1019 林班及び 1020 林班の各一部 真庭市 蒜山上徳山、蒜山上長田、蒜山上福田、蒜山下福田、蒜山下徳山、蒜山富掛田、蒜山富山根、蒜山中福田、蒜山西茅部及蒜山湯船の各一部	2,724 〔 国 公 私 〕
	真庭郡新庄村 木地屋谷尻、木地屋、木地屋敷川端、木地屋河端、木地屋渡り、下モ木地屋、中曽根日名平ラ、西谷尻、西谷日名平ラ、與右衛門屋敷及び與右エ門屋敷の全部並びに家ノ上へ、家ノ後、家ノ後口、家ノ前、家ノ向、鍛冶屋ノ上へ、木地屋敷、荒神ノ前、中曽根、林ガ谷、東谷、東谷尻、古屋敷及び屋敷の各一部	27 〔 国 公 私 〕
	小 計	2,751 〔 国 公 私 〕
合 計		5,615 〔 国 1,357 公 2,390 私 1,868 〕

(表7：第2種特別地域内訳表)

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
アゼチ	鳥取県倉吉市内 国有林鳥取森林管理署 554 林班及び 557 林班の各一部	クロモジブナ群落とススキ群落が混在する地区であり、 良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	39 国 公 私
三徳山北部	鳥取県東伯郡三朝町内 国有林鳥取森林管理署 506 林班及び 507 林班の各一部 鳥取県東伯郡三朝町 大字三徳の一部	三徳山の東西に延びる稜線の北側で第1種特別地域に隣 接し、山麓部のウラジロガシ等の照葉樹林と標高 400m前後 から山上部の稜線にかけてブナで代表される冷温帯の落葉 広葉樹の自然林が連続して分布し、さらに山麓部の照葉樹林 の下部側にはケヤキやイヌシデ、アカシデ等の落葉広葉樹の 自然林が広がっている。照葉樹林から落葉広葉樹の自然林が 連続して分布し、第1種特別地域である三徳山山頂部のブナ を主体とする自然林と一体となって良好な風致が維持され ており、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	163 国 28 公 3 私 132
船上山山麓	鳥取県東伯郡琴浦町内 国有林鳥取森林管理署 582 林班の一部 鳥取県東伯郡琴浦町 大字山川の一部	船上山周辺の風景林地区である。植生は、スギ・ヒノキ・ サワラの植林地とコナラの植林地が混在する地区であり、良 好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	110 国 公 私

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
伯耆町大字 小林及び大 字丸山	鳥取県西伯郡伯耆町内 国有林鳥取森林管理署 600 林班及び 601 林班の各一部 鳥取県西伯郡伯耆町 大字小林及び大字丸山の各一部	本地区は、第 1 種特別地域を囲むように位置し、ブナクラス域代償植生であるクリーミズナラ群落に覆われている地区であり、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	146 国 公 私
槇原 大山寺 大山寺スキ ー場 文殊谷	鳥取県西伯郡大山町内 国有林鳥取森林管理署 596 林班、597 林班、603 林班及び 607 林班の各一部 鳥取県西伯郡大山町 赤松、大山、豊房、前、及び飯戸の 各一部	槇原は、大山西山麓の佐陀川流域緩傾斜地である。標高 700 m 以上はブナーミズナラ群落、それ以下は概ねアカマツの植林地である。大山寺集団施設地区を有し、大山の北西側の中腹、ブナの自然林等に囲まれた標高 800m の傾斜地に位置し、古くから地蔵信仰・牛馬市で栄えた門前町で、旅館や宿坊が数多くある。米子大山線道路（車道）等により米子、松江方面へ通じ、西日本最大のスキー場としても広く知られている。 良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	899 国 公 私
矢筈ヶ山 甲ヶ山 勝田ヶ山～ 船上山の西 側山麓	鳥取県西伯郡大山町内 国有林鳥取森林管理署 585 林班から 587 林班及び 709 林班 の各一部 鳥取県西伯郡大山町 大字松河原の一部	山麓部はクロモジブナ群落に被われるが、標高が下がるにつれ、代償植生のブナーミズナラ群落が主体の東大山県有林があり、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	318 国 公 私

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
江府町御 机・休暇村 奥大山・瓜 菜沢・三平 山・朝鍋鷲 ヶ山から白 馬山稜線部	鳥取県日野郡江府町内 国有林鳥取森林管理署 710 林班から 718 林班まで、720 林 班及び 721 林班の各一部 鳥取県日野郡江府町 大字下蚊屋、大字俣野及び大字御机 の各一部	江府町御机、休暇村奥大山、瓜菜沢付近は、牧草地が点在し、三平山に南下する地点は、スギ・ヒノキ・サワラの植林地が多く、三平山については、ススキ、ササ草原が卓越している地区である。 朝鍋鷲ヶ山から白馬山にかけての稜線部には、保護林帯としてブナを主体とする自然林が残されており、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	1,126 国 公 私
柘水高原	鳥取県西伯郡伯耆町 大字岩立、大字大内及び大 字御机 の各一部	本地区は、溝口大山線道路（車道）沿線に位置し、大山西側中腹に広がる標高 700～800m の高原で、眼前には美しいスロープを描く大山の秀麗な山容が見られ、眼下には、日本海に伸びる湾曲した弓ヶ浜半島や中海に横たわる島根半島が望まれる地区である。良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	63 国 公 私

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
毛無山南部	岡山県真庭郡新庄村 木地屋谷尻、木地屋、木地屋敷川端、木地屋河端、木地屋渡り、下モ木地屋、中曽根日名平ラ、西谷尻、西谷日名平ラ、與右衛門屋敷及び與右エ門屋敷の全部並びに家ノ上へ、家ノ後、家ノ後口、家ノ前、家ノ向 鍛治屋ノ上へ、木地屋敷、荒神ノ前、中曽根、林ガ谷、東谷、東谷尻、古屋敷及び屋敷の各一部	<small>たなみ</small> 田浪集落の北側の野営場等の利用施設の整備が計画されている地区であり、利用施設周辺の良い風致の維持を図る必要性の高い地区である。	27 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">国 公 私</div>
真庭市川上村	岡山県真庭市内 国有林岡山森林管理署 128 林班から 130 林班、1012 林班、1013 林班及び1018 林班の全部並びに 1019 林班及び 1020 林班の各一部 岡山県真庭市 蒜山湯船、蒜山上福田、蒜山下徳山、蒜山上徳山及び蒜山西茅部の各一部	二俣山、 <small>ぎぼしやま</small> 擬宝珠山の稜線部をとおり、蒜山大山スカイライン沿いのコナラ林を抜ける地区である。三平山に南下する地点は、スギ・ヒノキ・サワラの植林地が多く、三平山の東側については、ススキ、ササ草原が卓越している地区である。また、蒜山三座の南西部に広がる草原景観が優れている地区である。 良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	1,436 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">国 公 私</div>

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
蒜山南山麓部	岡山県真庭市 蒜山中福田、蒜山富掛田、蒜山富山根、蒜山下福田及び蒜山上長田の各一部	蒜山三座の南麓には、噴火によって湖が干上がってできた蒜山高原が広がっており、広大な草原景観がのどかな雰囲気醸し出している地区であり、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	1,288 国 公 私
合 計			5,615 国 1,357 公 2,390 私 1,868

(エ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表8：第3種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
鳥取県	倉吉市内 国有林鳥取森林管理署 564 林班、566 林班及び 569 林班の全部並びに 549 林班、550 林班、552 林班、554 林班、562 林班、563 林班、565 林班、567 林班及び 568 林班の各一部 倉吉市 関金町野添の一部	661 [国 公 私]
	東伯郡琴浦町内 国有林鳥取森林管理署 735 林班から 737 林班までの全部並びに 573 林班、576 林班及び 579 林班の各一部 東伯郡琴浦町 大字大父、大字野井倉及び大字山川の各一部	849 [国 公 私]
	西伯郡伯耆町内 国有林鳥取森林管理署 599 林班全部並びに 600 林班及び 601 林班の各一部 西伯郡伯耆町 大字岩立、大字大内、大字金屋谷、大字福兼及び大字丸山の各一部	581 [国 公 私]
	西伯郡大山町内 国有林鳥取森林管理署 709 林班の一部 西伯郡大山町 赤松及び羽田井の各一部	189 [国 公 私]
	日野郡日野町 大字貝原、大字金持及び大字三谷の各一部	343 [国 公 私]

都道府県名	区 域	面積 (ha)
鳥取県	日野郡江府町内 国有林鳥取森林管理署 710 林班から 719 林班までの各一部	1,299
	日野郡江府町 大字大河原、大字下蚊屋、大字御机、大字俣野、大字武庫及び大字吉原の各一部	〔 国 公 私 〕
	小 計	3,922 〔 国 公 私 〕
岡山県	真庭市内 国有林岡山森林管理署 1021 林班及び 1022 林班の全部並びに 127 林班から 130 林班まで、1012 林班、1013 林班及び 1018 林班から 1020 林班までの各一部	1,829
	真庭市 蒜山上福田、蒜山上長田、蒜山西茅部、蒜山上徳山、蒜山本茅部、蒜山中福田及び蒜山湯船の各一部	〔 国 公 私 〕
	真庭郡新庄村 金カ谷鉦向、鉦奥、三本杉東平ラ及び土用井手ノ下タの全部並びに家ノ後、金カ谷、金カ谷奥、金カ谷尻、三本杉、三本杉滝ノ下タ、田浪、土用、林ガ谷、東谷尻及び本谷道ハタの各一部	885 〔 国 公 私 〕
	小 計	2,714 〔 国 公 私 〕
合 計		6,636 〔 国 3,051 公 1,627 私 1,958 〕

(表9：第3種特別地域内訳表)

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
象山北山麓	鳥取県倉吉市内 国有林鳥取森林管理署 564 林班、566 林班及び 569 林班の 全部並びに 549 林班、550 林班、 552 林班、554 林班、562 林班、563 林班、565 林班、567 林班及び 568 林班の各一部 鳥取県倉吉市 関金町野添の一部	象山北山麓は、スギ・ヒノキ・サワラの植林地が全体として広がっており、林業との調整を図る必要のある地区である。	661 国 公 私
一向平	鳥取県東伯郡琴浦町内 国有林鳥取森林管理署 737 林班の全部並びに 573 林班及 び 576 林班の各一部 鳥取県東伯郡琴浦町 大字野井倉の一部	鮎返りの滝の周辺林地である。一向平はススキ草原に覆われ、周辺の林地は、クリーミズナラ群落であり、風致の維持を図る必要性の高い地区である。	379 国 公 私
勝田ヶ山東山麓	鳥取県東伯郡琴浦町内 国有林鳥取森林管理署 735 林班及び 736 林班の全部並び に 579 林班の一部 鳥取県東伯郡琴浦町 大字大父及び大字山川の各一部	勝田ヶ山の東山麓である。大半をスギ・ヒノキ・サワラの植林地が占めモザイク状にコナラ群落が入る地区であり、風致の維持を図る必要性の高い地区である。	470 国 公 私

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
伯耆町大字丸山の一部	鳥取県西伯郡伯耆町内 国有林鳥取森林管理署 599 林班の全部並びに 600 林班及び 601 林班の各一部 鳥取県西伯郡伯耆町 大字丸山の一部	大山西山麓の佐陀川流域緩傾斜地である。全て代償植生に置き換わっており、概ねアカマツの植林地であり、風致の維持を図る必要性の高い地区である。	288 国 公 私
中禎原	鳥取県西伯郡大山町 赤松の一部	伯耆町大字丸山に接する地区である。米子大山線道路（車道）沿いのクロマツ並木の外側に位置し、アカマツの植林地が占めており、風致の維持を図る必要性の高い地区である。	106 国 公 私
大山町羽田井の一部	鳥取県西伯郡大山町内 国有林鳥取森林管理署 709 林班の一部 鳥取県西伯郡大山町 羽田井の一部	船上山西側山麓の第 1 種特別地域の西側に位置する地区で、風致の維持を図る必要性の高い地区である。	83 国 公 私

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
朝鍋鷲ヶ山 ～毛無山～ 宝仏山	鳥取県日野郡日野町 大字貝原、大字金持及び大字三谷の 各一部 鳥取県日野郡江府町内 国有林鳥取森林管理署 710 林班から 719 林班までの各一 部 鳥取県日野郡江府町 大字俣野及び大字武庫の各一部	国有林内の朝鍋鷲ヶ山から毛無山の北麓部には、スギ、ヒノキの良好な人工林を主体とした森林が広がり、毛無山西部から宝仏山にかけては、スギ、ヒノキの良好な人工林と二次林が混在した森林が広がっており、風致の維持を図る必要性の高い地区である。	1,245 国 公 私
大山南西部 鏡ヶ成西部 三平山西部	鳥取県日野郡江府町 大字大河原、大字御机、大字下蚊屋、 大字俣野及び大字吉原の各一部	大字大河原、大字吉原の地区は、崩壊地である一の沢、二の沢の自然裸地の他、クリーミズナラ群落、スギ・ヒノキ・サワラの植林地等がモザイク状に分布する地区である。大字御机、大字下蚊屋の地区は、鏡ヶ成風景林の第1種特別地域に隣接する。 大字俣野の地区は、三平山の第2種特別地域に隣接する地区である。 風致の維持を図る必要性の高い地区である。	397 国 公 私
福永原自衛 隊演習場	鳥取県日野郡伯耆町 大字岩立、大字大内、大字金屋谷及 び大字福兼の各一部	日野郡江府町の大字大河原及び大字吉原の地区に隣接し、福永原自衛隊演習場がある地区である。植生は、クリーミズナラ群落、スギ・ヒノキ・サワラの植林地等がモザイク状に分布する地区であり、風致の維持を図る必要性の高い地区である。	293 国 公 私

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
田浪集落西側 坊主山東斜面 朝鍋鷲ヶ山～白馬山南部	岡山県真庭郡新庄村 鍛冶屋ノ上へ、田浪尻左平ラ及び田浪の各一部 岡山県真庭郡新庄村 金カ谷鉦向、鉦奥、三本杉東平ラ及び土用井出ノ下タの全部並びに家ノ後、金カ谷、金カ谷奥、金カ谷尻、三本杉、三本杉滝ノ下タ、田浪、土用、杉ガ谷、東谷尻及び本谷道ハタの各一部	田浪集落の西側の坊主山周辺は、二次林が広がり良好な風致が維持されており、歩道が計画されている。歩道周辺の風致の維持を図る必要性の高い地区である。 朝鍋鷲ヶ山から白馬山南部には、ブナを主体とした自然林、二次林、スギ、ヒノキの人工林が広がり、風致の維持を図る必要性の高い地区である。	885 国 公 私
二俣山南麓	岡山県真庭市内 国有林岡山森林管理署 1021 林班及び 1022 林班の全部並びに 127 林班から 130 林班まで、1012 林班 1013 林班及び 1018 林班から 1020 林班までの各一部 岡山県真庭市 蒜山上福田、蒜山西茅部、蒜山上徳山、蒜山本茅部及び蒜山湯船の各一部	二俣山南麓部は、タラノキークマイチゴ`群落 ^{うりなざわ} が広がる伐採跡地で、クリーミズナラ群落 ^{うりなざわ} がモザイク状に分布している。 瓜菜沢 ^{うりなざわ} から三平山に南下する地区は、スギ・ヒノキ・サワラの植林地及びコナラ群落 ^{うりなざわ} がモザイク状に広がっている地区である。 風致の維持を図る必要性の高い地区である。	1,687 国 公 私

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
中蒜山 下蒜山南麓	岡山県真庭市内 国有林岡山森林管理署 127 林班の一部 岡山県真庭市 蒜山上長田及び蒜山中福田の各一部	蒜山三座の南麓には、噴火によって湖が干上がってできた蒜山高原が広がっており、広大な草原景観がのどかな雰囲気醸し出している地区であり、風致の維持を図る必要性の高い地区である。	142 [国 公 私]
合 計			6,636 [国 3,051 公 1,627 私 1,958]

イ 関連事項

(ア) 採取等規制植物

採取又は損傷を規制する植物は次のとおりとする。

(表 10：採取等規制植物表)

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ミズゴケ	ミズゴケ
マツバラシ	マツバラシ
ヒメスギラン	ヒメスギラン、スギラン、マンネンスギ、ヒモラン
イワヒバ	エゾヒメクラマゴケ、イワヒバ
ゼンマイ	ヤシャゼンマイ
シノブ	シノブ
キジノオシダ	ヤマソテツ
オシダ	ウラボシノコギリシダ、オオクジャクシダ
チャセンシダ	コタニワタリ
ウラボシ	イワヤナギシダ、ヌカボシクリハラン、ヤノネシダ、オシャグジデンダ、オオエゾデンダ、イワオモダカ
ヒノキ	ミヤマビャクシン (ミヤマハイビャクシン)
イチイ	キャラボク
ヤドリギ	オオバヤドリギ
ナデシコ	フジナデシコ (ハマナデシコ)
キンポウゲ	タンナトリカブト、サンインヤマトリカブト (ダイセントリカブト)、ユキワリイチゲ、ミスミソウ (スハマソウ、ケスハマソウを含む。)、イチリンソウ、キクザキイチリンソウ、リュウキンカ (エンコウソウを含む。)、カザグルマ、トリガタハンショウヅル、オキナグサ、ノカラマツ、ヤマシャクヤク
メギ	サンカヨウ、トキワイカリソウ
スイレン	ヒツジグサ
ウマノスズクサ	ミヤコアオイ、ウスバサイシン (サイシン)
オトギリソウ	シロウマオトギリ (ダイセンオトギリ)
モウセンゴケ	モウセンゴケ
アブラナ	ミヤマハタザオ
ユキノシタ	チャルメルソウ、シラヒゲソウ、ウメバチソウ、ジンジソウ
バラ	シモツケソウ (アカバナシモツケソウを含む。)、ノウゴウイチゴ、イワキンバイ、ヒロハカワラサイコ、テリハキンバイ、ハマナス (ハマナシ)、ハスノハイチゴ、キビナワシロイチゴ、ミツパイワガサ (イ

フウロソウ	ワガサ、タンゴイワガサ) イヨフウロ (シコクフウロ)、コフウロ、ハクサンフウロ(イブキフウロを含む。)、ビッチュウフウロ
ハマビシ	ハマビシ
トウダイグサ	イワタイゲキ
ジンチョウゲ	コショウノキ、カラスシキミ
スマレ	ダイセンキスマレ
アカバナ	ヒメアカバナ
イワウメ	ヒメイワカガミ、イワカガミ(コイワカガミ、オオイワカガミを含む。)
イチヤクソウ	ウメガサソウ、シャクジョウソウ、ギンリョウソウモドキ(アキノギンリョウソウ)、ギンリョウソウ、マルバノイチヤクソウ
ツツジ	コメバツガザクラ、ドウダンツツジ、アカモノ (シロイワハゼ)、シラタマノキ、イワナシ、ツガザクラ、ミツバツツジ、レンゲツツジ(キレンゲを含む。)、ツクシシャクナゲ(ホンシャクナゲ、オキシシャクナゲを含む。)、サイコクミツバツツジ、コバノミツバツツジ、コメツツジ(チョウジ型を含む。)、ダイセンミツバツツジ、ミヤマホツツジ、コケモモ、コバノミツバツツジ
サクラソウ	ツマトリソウ
リンドウ	リンドウ、センブリ
アカネ	ソナレムグラ、サツマイナモリ、イナモリソウ、オオキヌタソウ、クルマバアカネ
ゴマノハグサ	コゴメグサ(イブキコゴメグサ)、キュウシュウコゴメグサ、ホソバママコナ、トウテイラン、ダイセンクワガタ
イワタバコ	イワタバコ、シシンラン
ハマウツボ	ハマウツボ、キヨスミウツボ
タヌキモ	ミミカキグサ、イヌタヌキモ、ムラサキミミカキグサ
スイカズラ	イワツクバネウツギ、ダイセンヒョウタンボク、オニヒョウタンボク、チョウジガマズミ
マツムシソウ	マツムシソウ
キキョウ	フクシマシャジン、ハクサンシャジン(ナガバシャジンを含む。)、キキョウ
キク	チョウジギク、ミヤマヨメナ、ダルマギク、オキノアブラギク、サンインギク、イワギク、マアザミ(キセルアザミ、ツクデマアザミ)、サンベサワアザミ(サンベイアザミ)、ホソバワダン、ホソバムカシヨモギ、オタカラコウ、ハンカイソウ、オオニガナ、ヒメヒゴタイ、コウリンカ、サワオグルマ、オキタンポポ、クシバタンポポ

ユリ	ネバリノギラン、シロウマアサツキ、アサツキ、ヤマラッキョウ、シ ライトソウ、カタクリ、ショウジョウバカマ、ニッコウキスゲ（ゼン テイカ）、イワギボウシ、ミズギボウシ（ナガバミズギボウシ）、ササ ユリ、コオニユリ、チャボゼキショウ（ハコネハナゼキショウ）、エ ンレイソウ、アマナ
アヤメ	ノハナショウブ、ヒメシヤガ
イネ	ミヤマヌカボ、ヒゲノガリヤス、コメススキ
サトイモ	ムサシアブミ、ザゼンソウ
カヤツリグサ ラン	ダイセンスゲ、オタルスゲ、ダイセンアシボソスゲ ナゴラン、ヒナラン、マメヅタラン（マメラン）、ムギラン、エビネ、 キンセイラン、ナツエビネ、キエビネ、ギンラン、キンラン、ササバ ギンラン、ユウシュンラン、サイハイラン、トケンラン、シュンラン （ホクロ）、クマガイソウ、セッコク、カキラン、ツチアケビ、オニ ノヤガラ、アケボノシュスラン、ベニシュスラン、ミヤマウズラ、ノ ビネチドリ、ジガバチソウ、クモキリソウ、コ克蘭、ヒメフタバ ラン、アオフタバラン、フウラン、ヨウラクラン、コケイラン、ジンバ イソウ、ミズチドリ、ヤマサギソウ、オオバノトンボソウ、ホソバノ キソチドリ、トキシソウ、ヤマトキシソウ、ベニカヤラン（マツラン）、 カヤラン、クモラン、ヒトツボクロ、イイヌマムカゴ、トンボソウ

(イ) 捕獲等規制動物

捕獲し若しくは殺傷又は当該動物の卵の採取若しくは損傷を規制する動物を次
のとおりとする。

(表 11：採取等規制植物表)

科名	種名
タテハチョウ	ウスイロヒョウモンモドキ

(ウ) 普通地域

普通地域の区域は次のとおりである。

(表 12：普通地域表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
鳥取県	倉吉市内 国有林鳥取森林管理署 561 林班の全部及び 562 林班、563 林班、565 林班、567 林班及び 568 林班の各一部 倉吉市 関金町野添の一部	1,030 [国 公 私]
	東伯郡琴浦町 大字尾張の一部	105 [国 公 私]
	西伯郡伯耆町 大字大内、大字金屋谷、大字小林及び大字丸山の各一部	492 [国 公 私]
	西伯郡大山町 赤松、加茂、高橋、豊房、羽田井、松河原、前及び飯戸の各一部	1,613 [国 公 私]
	日野郡江府町 大字大河原、大字俣野、大字武庫及び大字吉原の各一部	545 [国 公 私]
	日野郡日野町 大字貝原、大字三谷、大字金持及び大字根雨の各一部	326 [国 公 私]
鳥取県	小 計	4,111 [国 487 公 448 私 3,176]

都道府県名	区 域	面積 (ha)
岡山県	真庭市 大字茅部の一部	119 〔 国 公 私 〕
	小 計	119 〔 国 0 公 0 私 119 〕
	合 計	4,230 〔 国 487 公 448 私 3,295 〕

(表 13：普通地域内訳表)

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
野添地区	鳥取県倉吉市内 国有林鳥取森林管理署 561 林班の全 部及び 562 林班、563 林班、565 林班、 567 林班及び 568 林班の各一部 鳥取県倉吉市 関金町野添の一部	スギ・ヒノキ・サワラの植林地に、クリーミズナラ群落、 コナラ群落がモザイク状に分布している地区である。	1,030 [国 公 私]
船上山北部	鳥取県東伯郡琴浦町 大字尾張の一部	船上山北部の第 1 種特別地域及び第 2 種特別地域に隣接す るアカマツの植林地である。	105 [国 公 私]
水無原	鳥取県西伯郡伯耆町 大字小林及び大字丸山の各一部	大山ゴルフ場を内包し、大部分がアカマツの植林地にであ る。	338 [国 公 私]
赤松池周辺 及び草谷原	鳥取県西伯郡大山町 赤松、豊房、前及び飯戸の各一部	赤松池の第 1 種特別地域の東側一帯に広がるアカマツの植 林地及び草谷原の牧草地を含む地区である。	833 [国 公 私]

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
香取周辺	鳥取県西伯郡大山町 加茂の一部	香取周辺の牧草地帯である。	60 〔 国 公 私 〕
香取周辺東 部地域	鳥取県西伯郡大山町 松河原、高橋及び羽田井の各一部	南部は香取周辺の牧草地帯があり、北東部にアカマツの植 林地がある。	720 〔 国 公 私 〕
笛吹山南斜 面 朝鍋鷲ヶ山 西斜面	鳥取県日野郡江府町 大字大河原、大字俣野、大字武庫及 び大字吉原の各一部	笛吹山南麓のブナ・ミズナラ群落とスギ・ヒノキ・サワラ の植林地がモザイク状になった地区である。 朝鍋鷲ヶ山西斜面の風景の維持を図るため必要な地区であ る。	545 〔 国 公 私 〕
柵水高原南 部	鳥取県日野郡伯耆町 大字大内及び大字金屋谷の各一部	柵水高原南部に位置し、クレーミズナラ群落に被われる地 区である。	154 〔 国 公 私 〕
宝仏山麓金 持神社	鳥取県日野郡日野町 大字貝原、大字三谷、大字金持、大 字根雨の各一部	宝仏山北麓及び南麓並びに金持神社周辺の風景の維持を図 るため必要な地区である。植生は、スギ・ヒノキ・サワラの 植林地とコナラの植林地が混在している地区である。	326 〔 国 公 私 〕

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
真庭市大字 茅部	岡山県真庭市 大字茅部の一部	伐採跡地にブナ-ミズナラ群落が点在する地区である。	119 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 国 公 私 </div>
合 計			4,230 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 国 公 私 3,295 </div>

ウ 面積内訳

(ア) 地域地区別土地所有別面積

(表 14：地域地区別土地所有別面積総括表)

(単位：面積 ha、比率%)

地域区分	特別地域												普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			海城公 園地区 ※	普通地 域(海 域)※	合計 (海域) ※
	特別保護地区			第1種特別地域			第2種特別地域			第3種特別地域			国	公	私	国	公	私			
土地所有別	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私			
鳥 取 県	土地所有別面積	1,052	133	57	2,885	256	503	928	289	1,647	1,809	942	1,171	487	448	3,176	7,161	2,068	6,554		
	地種区分別面積 (比率)				3,644 (16.3)			2,864 (12.8)			3,922 (17.6)										
	地域地区別面積 (比率)	1,242 (5.6)												10,430 (46.7)							
	地域別面積 (比率)	11,672 (52.3)												4,111 (18.4)			15,783 (70.7)				
岡 山 県	土地所有別面積	0	191	71	659	29	0	429	2,101	221	1,242	685	787	0	0	119	2,330	3,006	1,198		
	地種区分別面積 (比率)				688 (3.1)			2,751 (12.3)			2,714 (12.2)										
	地域地区別面積 (比率)	262 (1.2)												6,153 (27.6)							
	地域別面積 (比率)	6,415 (28.7)												119 (0.5)			6,534 (29.3)				
大 山 隠 岐 山 地 域 合 計	土地所有別面積	1,052	324	128	3,544	285	503	1,357	2,390	1,868	3,051	1,627	1,958	487	448	3,295	9,491	5,074	7,752		
	地種区分別面積 (比率)				4,332 (19.4)			5,615 (25.2)			6,636 (29.7)										
	地域地区別面積 (比率)	1,504 (6.7)												16,583 (74.3)							
	地域別面積 (比率)	18,087 (81.0)												4,230 (19.0)			22,317 (100.0)				
隠 岐 島 等 地 域 合 計	土地所有別面積	146	30	554	149	88	348	66	903	4,430	364	565	5,340	0	2	51	725	1,588	10,723		
	地種区分別面積 (比率)				585 (4.5)			5,399 (41.4)			6,269 (48.1)										
	地域地区別面積 (比率)	730 (5.6)												12,253 (94.0)							
	地域別面積 (比率)	12,983 (99.6)												53 (0.4)			13,036 (100.0)				
合 計	土地所有別面積	1,198	354	682	3,693	373	851	1,423	3,293	6,298	3,415	2,192	7,298	487	450	3,346	10,216	6,662	18,475		
	地種区分別面積 (比率)				4,917 (13.9)			11,014 (31.2)			12,905 (36.5)										
	地域地区別面積 (比率)	2,234 (6.3)												28,837 (81.6)							
	地域別面積 (比率)	31,070 (87.9)												4,283 (12.1)			35,353 (100.0)			57.5 (0.2)	34,000 (99.8)
合計(陸域・海域)																	69,410.5				

※海域は国の所有に属する公共水面であり、県別に面積を示すことはできないため、大山隠岐国立公園全体の数値を示している。

(表 15 : 地域地区別市町村別面積総括表)

(単位 : 面積 ha)

地域地区 市町村名		特別地域				普通 (陸域)	合計 (陸域)	海域 公園 ※	普通 (海域) ※	合計 (海域) ※	合計 (陸・海)	
		特保	第1種	第2種	第3種							小計
鳥 取 県	倉吉市	0	174	39	661	874	1,030	1,904				
	東伯郡	三朝町	0	137	163	0	300	0	300			
		琴浦町	334	1,055	110	849	2,348	105	2,453			
	西伯郡	伯耆町	0	218	209	581	1,008	492	1,500			
		大山町	644	1,741	1,217	189	3,791	1,613	5,404			
	日野郡	日野町	0	0	0	343	343	326	669			
		江府町	264	319	1,126	1,299	3,008	545	3,553			
小 計		1,242	3,644	2,864	3,922	11,672	4,111	15,783				
岡 山 県	真庭市	0	688	2,724	1,829	5,241	119	5,360				
	真庭郡	新庄村	262	0	27	885	1,174	0	1,174			
	小 計		262	688	2,751	2,714	6,415	119	6,534			
大山蒜山地域 合 計		1,504	4,332	5,615	6,636	18,087	4,230	22,317				
隠岐・島根半島・ 三瓶山地域 合 計		730	585	5,399	6,269	12,983	53	13,036				
大山隠岐国立公園 合 計		2,234	4,917	11,014	12,905	31,071	4,283	35,353	57.5	34,000	※34,057.5	69,410.5

※海域は国の所有に属する公共水面であり、県別に面積を示すことはできないため、大山隠岐国立公園全体の数値を示している。

3 事業計画

(1) 施設計画

ア 保護施設計画

保護施設計画を次のとおりとする。

(表 16 : 保護施設表)

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
1	植生復元施設	鳥取県西伯郡大山町（大山頂上）	登山者の踏圧などにより裸地化している大山頂上の植生を復元するために設ける。	平 2. 3. 8
2	植生復元施設	鳥取県日野郡江府町及び岡山県真庭郡新庄村（毛無山稜線部）	白馬山、ウド山から毛無山にかけての稜線沿いにおいて、登山者の踏圧などによって衰退しているカタクリの植生の復元を図る。	平 14. 3. 26

イ 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

(表 17：集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)	告示年月日					
1	大山寺	鳥取県西伯郡大山町内 国有林鳥取森林管理署 596 林班及び 603 林班の各一部 鳥取県西伯郡大山町 大山の一部	本地区は、大山の北西側の中腹、ブナの自然林等に囲まれた標高約 800m の傾斜地に位置し、古くから地藏信仰・牛馬市で栄えた門前町で、旅館や宿坊が数多くある。米子大山線道路（車道）等により、米子、松江方面へ通じ、西日本最大のスキー場としても広く知られている。 利用形態は、登山、野営、自然探勝、スキーなどが主である。 この恵まれた自然・文化環境や良好なアクセスを活かし、自然探勝及び屋外レクリエーションの拠点となるよう施設を計画するものとする。	北部整備計画区	本地区の北部に位置する野営、スキー等の利用を中心とする整備計画区である。 本計画区の中央部の既存野営場及び北部の運動施設を適切に維持管理する。 また、既設スキー場を適切に維持管理するとともに、スキーシーズン以外にはピクニックのための園地としても利用できるように整備する。	197.6	一般計画 昭 29. 2. 18 決定					
				中部整備計画区	本地区の中心的な整備計画区として、自然探勝、登山、スキー等の利用者のために、宿舎、休憩所、博物展示施設、駐車場、案内所等の施設を整備する。 また、佐蛇川の河畔に面した樹林は、自然探勝、散策のための園地として整備する。	19.3	詳細計画 昭 40. 12. 10 決定 昭 57. 8. 31 変更 平 2. 3. 8 変更 平 9. 9. 18 変更 平 21. 10. 28 変更					
				南部整備計画区	溝口大山線道路（車道）が通過し、佐蛇川左岸に位置するミズナラなどの自然林に囲まれた野営、宿泊等の利用を中心とする整備計画区である。 自然探勝、登山利用のために車道東部には宿泊施設の整備を図るとともに、西部には、野営場として、セントラルロッジ、炊事棟、便所、駐車場等の施設を整備する。	16.8	区域 昭 32. 10. 1 決定 昭 40. 12. 10 変更 昭 57. 8. 31 変更 平 2. 3. 8 変更 平 9. 9. 18 変更 平 21. 10. 28 変更					
				道路（車道）	各整備計画区の有機的な連絡を図る車道を整備する。							
				給水施設	地区内の各施設に給水するための施設を整備する。							
				排水施設	地区内の各施設からの排水（雑排水を含む。）を処理するために必要な施設を整備する。							
				汚物処理施設	地区内の各施設等から排出されるゴミ等の汚物を処理するため、必要な施設を整備する。							
				面 積 計								
										国	公	私
										31.9	14.7	187.1
						233.7						

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)	告示年月日		
2	鏡ヶ成	鳥取県日野郡江府町 大字御机の一部	<p>本地区は、御机笹ヶ平線道路（車道）及び蒜山鏡ヶ成線道路（車道）沿線で、烏ヶ山南東部の標高約 900 メートル付近に位置し、周囲には良好なブナ林が広がる。一方、地区の中心部は草原景観を呈し、貴重な高層湿原も見られる。</p> <p>この恵まれた自然環境や良好なアクセスを活かし、登山、自然探勝、野営等のレクリエーションの拠点となるよう施設を計画するものとする。</p>	中部整備計画区	<p>蒜山鏡ヶ成線道路（車道）及び御机笹ヶ平線道路（車道）が合流する本地区の拠点となる整備計画区である。</p> <p>自然探勝及びスキー利用者のために蒜山鏡ヶ成線道路の東側には本地区の中心施設である宿舎を中心に、園地等を整備し、西側は野営場としてセントラルロッジ、ケビン、テントサイト、駐車場等を自然環境に配慮して整備する。</p> <p>なお、本計画区中央部に広がる草原景観の維持に配慮するとともに、地区内の各施設へ給水のため必要な施設、各施設からの排水等（雑排水を含む。）を処理するための施設を整備する。</p>	36.9	<p>一般計画 昭 31. 6. 5 決定</p> <p>詳細計画 昭 37. 12. 10 決定 昭 57. 8. 31 変更 平 2. 3. 8 変更 平 9. 9. 18 変更 平 21. 10. 28 変更</p>		
				周辺部整備計画区	<p>象山、擬宝珠山等の山腹に位置する自然探勝、スキー利用等のための整備計画区である。</p> <p>冬期のクロスカントリー利用に配慮しつつ、北に位置する象山の自然林、湿原などを探勝するための歩道を整備する。湿原の保全及び再生を図るため、簡易な堰等を整備する。なお、湿原周辺の草原景観の維持と草原性動植物の生息・生育環境の改善を図るため、適切な草原管理を行う。</p> <p>また、計画区の中央部は、初級・中級者のスキー利用のために、リフト、休憩所等の施設を整備する。</p>	68.1	<p>昭 37. 12. 10 決定 昭 57. 8. 31 変更</p>		
				面積計		国	公	私	
						0	105.0	0	105.0

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)	告示年月日		
3	桧水高原	鳥取県西伯郡伯耆町 大字岩立及び大字 大内の 各一部	<p>本地区は、溝口大山線道路（車道）沿線に位置し、大山の西側中腹に広がる標高 700～800mの高原で、眼前には美しいスロープを描く大山の秀麗な山容がみられる。眼下には日本海に延びる湾曲した弓ヶ浜半島や中海に横たわる島根半島が望まれ、日没には宍道湖の彼方に沈む夕日が美しい。</p> <p>この恵まれた自然環境や良好なアクセスを活かして、自然探勝、スキーなどの利用者のためのレクリエーションの拠点となるよう施設を計画するものとする。</p>	桧水高原整備計画区	<p>地区東部には、初級、中級者用スキー場としてゲレンデ、リフト（甲乙併用）等を整備する。スキー利用期間以外は、リフトの起終点を中心に草原を利用したピクニックのための園地として整備するとともに、樹林地内には園路、解説板等を整備する。なお、整備にあたっては冬季のスキー利用に配慮する。</p> <p>地区中央部には、休憩所、駐車場、便所等公共施設を中心に整備する。</p> <p>南部の野営場及び北部、西部に位置する宿泊施設については、正面登山道の閉鎖や交通網の整備に伴い利用者の減少が著しい。当該地区は、一方で展望に優れ、また、草原景観を呈していることからピクニックや自然探勝を楽しむ利用者が多い。このため、ニーズを踏まえ、広場や探勝歩道等を備えたレクリエーションの拠点として整備する。</p>	69.1	<p>一般計画 昭 31. 6. 15 決定</p> <p>詳細計画 昭 34. 10. 26 決定 昭 43. 8. 23 変更 昭 55. 6. 10 変更 平 2. 3. 8 変更 平 9. 9. 18 変更 平 21. 10. 28 変更</p> <p>区域 昭 32. 10. 1 決定 昭 43. 8. 23 変更 平 2. 3. 8 変更</p>		
						面積計	国	公	私
						19.8	0	49.3	
						69.1			

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)	告示年月日								
4	蒜山	岡山県真庭市 蒜山上福田の一部	<p>本地区は、蒜山鏡ヶ成線道路（車道）沿線で、蒜山高原西部の標高約 500～600mの南に向かう傾斜地に位置し、周辺に牧場や畑が広がる牧野的な雰囲気のある場所である。</p> <p>この恵まれた自然環境や良好なアクセスを活かし、国民休暇村として登山、自然探勝、野営などのレクリエーションの拠点となるよう施設を計画するものとする。</p>	蒜山整備計画区	<p>南部には本地区の中心施設である宿舎を整備するとともに、休憩所、園地、駐車場、テニスコートなどを整備する。</p> <p>北部には草原景観の維持に配慮しつつ野営場、園地などを中心に整備する。</p> <p>また、地区内外の自然探勝、散策及び各施設を連絡するための歩道を整備する。</p> <p>地区内の各施設への給水のために必要な施設及び各施設からの排水を処理するための施設を整備する。</p>	67.8	一般計画 昭 38. 4. 10 決定								
							詳細計画 昭 40. 12. 10 決定 昭 57. 8. 31 変更 平 9. 9. 18 変更								
							区域 昭 40. 12. 10 決定								
				面積計	<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>公</td> <td>私</td> </tr> <tr> <td>2.9</td> <td>64.9</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="3">67.8</td> </tr> </table>	国	公	私	2.9	64.9	0	67.8			
国	公	私													
2.9	64.9	0													
67.8															

(イ) 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表 18：単独施設表)

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
1	園地	鳥取県倉吉市（笹ヶ平）	展望、散策、休憩園地として整備する。	昭 50. 9. 13
2	宿舎	鳥取県倉吉市（笹ヶ平）	一般利用者及びスキー利用者を対象とする宿舎として整備する。	昭 50. 9. 13
3	野営場	鳥取県倉吉市（笹ヶ平）	一般利用者を対象とした野営場として整備する。	昭 50. 9. 13
4	スキー場	鳥取県倉吉市（笹ヶ平）	初心者用のスキー場として整備する。	昭 57. 8. 31
5	休憩所	鳥取県倉吉市及び岡山県真庭市（皆ヶ山）	皆ヶ山登山者の休憩所として整備する。	昭 50. 9. 13
6	園地	鳥取県倉吉市及び岡山県真庭市（蛇ヶ峠）	休憩園地として整備する。	昭 50. 9. 13
8	休憩所	鳥取県倉吉市及び岡山県真庭市（上蒜山）	上蒜山登山者の休憩所として整備する。	昭 57. 9. 31
9	休憩所	鳥取県倉吉市及び岡山県真庭市（下蒜山）	下蒜山登山者の休憩所として整備する。	昭 50. 9. 13
10	休憩所	鳥取県倉吉市及び岡山県真庭市（中蒜山）	中蒜山登山者の休憩所として整備する。	昭 50. 9. 13
11	園地	鳥取県東伯郡琴浦町（一向平）	散策、休憩園地として整備する。	昭 50. 9. 13
12	野営場	鳥取県東伯郡琴浦町（一向平）	一般利用者及び登山者を対象とする野営場として整備する。	昭 50. 9. 13
13	避難小屋	鳥取県東伯郡琴浦町（駒鳥）	登山者の避難小屋として整備する。	昭 50. 9. 13

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
14	園地	鳥取県東伯郡琴浦町（茶園原）	休憩園地として整備する。	昭 50. 9. 13
15	宿舎	鳥取県東伯郡琴浦町（茶園原）	一般利用者及び登山者を対象とする宿舎として整備する。	昭 50. 9. 13
16	野営場	鳥取県東伯郡琴浦町（茶園原）	一般利用者及び登山者を対象とする野営場として整備する。	昭 50. 9. 13
17	園地	鳥取県東伯郡琴浦町（船上山）	展望、散策、休憩園地として整備する。	昭 50. 9. 13
18	園地	鳥取県西伯郡大山町（赤松池）	散策、ピクニック園地として整備する。	昭 50. 9. 13
21	園地	鳥取県西伯郡大山町（楨原）	散策、休憩、ピクニック園地として整備する。	昭 50. 9. 13
22	駐車場	鳥取県西伯郡大山町（楨原）	一般利用者及びスキー利用者の駐車場として整備する。	昭 50. 9. 13
23	園地	鳥取県西伯郡大山町（川床）	散策、休憩園地として整備する。	昭 50. 9. 13
24	駐車場	鳥取県西伯郡大山町（仁王堂）	一般利用者及びスキー利用者の駐車場として整備する。	昭 50. 9. 13
26	園地	鳥取県西伯郡大山町（寂静山）	展望、散策園地として整備する。	昭 50. 9. 13
27	避難小屋	鳥取県西伯郡大山町（大休峠）	登山者の避難小屋として整備する。	昭 57. 8. 31
28	避難小屋	鳥取県西伯郡大山町（元谷）	登山者の避難小屋として整備する。	昭 50. 9. 13
29	避難小屋	鳥取県西伯郡大山町（大山六合目）	登山者の避難小屋として整備する。	昭 50. 9. 13
30	避難小屋	鳥取県西伯郡大山町（三鈷峰）	登山者の避難小屋として整備する。	昭 50. 9. 13
31	避難小屋	鳥取県西伯郡大山町（大山頂上）	登山者の避難小屋として整備する。	昭 50. 9. 13
32	園地	鳥取県西伯郡大山町（文珠堂）	散策、休憩園地として整備する。	昭 57. 8. 31
34	園地	鳥取県日野郡江府町（鍵掛峠）	展望、休憩園地として整備する。	昭 50. 9. 13
35	園地	鳥取県日野郡江府町（大平原）	展望、散策、休憩園地として整備する。	昭 50. 9. 13
36	宿舎	鳥取県日野郡江府町（大平原）	一般利用者及びスキー利用者を対象とする宿舎として整備する。	昭 50. 9. 13
37	スキー場	鳥取県日野郡江府町（大平原）	初級、中級者用のスキー場として整備する。	昭 57. 8. 31

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
38	園地	鳥取県日野郡江府町（城山）	展望園地として整備する。	昭50.9.13
39	園地	鳥取県日野郡江府町（瓜奈沢）	散策、休憩園地として整備する。	昭50.9.13
40	園地	鳥取県日野郡江府町及び岡山県真庭市（鬼女台）	展望、休憩園地として整備する。	昭50.9.13
42	園地	鳥取県日野郡江府町及び岡山県真庭市（三平山）	展望、休憩園地として整備する。	昭50.9.13
44	園地	岡山県真庭市（皆ヶ山登山口）	散策、休憩園地として整備する。	昭50.9.13
46	宿舎	岡山県真庭市（郷原）	登山者及びスキー利用者を対象とする宿舎として整備する。	昭50.9.13
49	駐車場	岡山県真庭市（蛇ヶ峠入口）	一般利用者の駐車場として整備する。	昭50.9.13
50	園地	岡山県真庭市（犬狭峠）	展望、休憩園地として整備する。	昭50.9.13
52	園地	岡山県真庭市（塩釜）	展望、休憩園地として整備する。	昭50.9.13
53	野営場	岡山県真庭市（塩釜）	一般利用者及び登山者を対象とする野営場として整備する。	昭50.9.13
61	野営場	岡山県真庭市（三平山）	三平山園地探勝利用者及び三平山登山者を対象とする野営場として整備する。	平2.3.8
62	園地	岡山県真庭市（郷原）	古道である「大山街道」を復旧整備するとともに、蒜山の神話の地、史跡等を結ぶ周遊散策路及び蒜山三座を眺める展望・休養園地として整備する。	平2.3.8
63	野営場	岡山県真庭市（郷原）	蒜山山麓の草原に自発的に作られている、通称郷原キャンプ場を改良、整備するとともに、里山林の中に新たな野営場を整備する。	平2.3.8

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
64	スキー場	岡山県真庭市（丸山）	蒜山のスキー場は、家族向けや国民休暇村利用者を対象とした初級者用のものしかないことから、より一般的かつ中級者を主な対象としてスキー場として整備する。	平2.3.8
65	スキー場	岡山県真庭市（上蒜山）	蒜山国民休暇村利用者を対象とした牧野を利用した昔からの小規模なスキー場であるが、手狭なため、蒜山高原の家族向けスキー場として整備改良を図る。	平2.3.8
67	園地	鳥取県日野郡江府町（俣野）	毛無山登山の基地、展望、休憩等のための園地として整備する。	平14.3.26
68	園地	鳥取県日野郡江府町（七段の滝）	七段の滝探勝等のための園地として整備する。	平14.3.26
69	園地	鳥取県日野郡日野町（金持神社）	金持神社等歴史的風景鑑賞、休憩等のための園地として整備する。	平14.3.26
70	園地	岡山県真庭郡新庄村（田浪）	毛無山登山の基地、散策、ピクニック、風景観賞、自然観察等のための園地として整備する。	平14.3.26
71	野営場	岡山県真庭郡新庄村（田浪）	毛無山の自然とふれあうための野営場として整備する。	平14.3.26
72	園地	岡山県真庭郡新庄村（土用ダム）	土用ダム周辺の展望、散策、ピクニック、風景観賞、自然観察等のための園地として整備する。	平14.3.26
73	野営場	岡山県真庭郡新庄村（土用ダム）	土用ダム周辺の自然とふれあうための野営場として整備する。	平14.3.26
74	園地	鳥取県東伯郡三朝町（三徳山）	三徳山の探勝等のための園地として整備する。	
75	休憩所	鳥取県東伯郡三朝町（三徳山）	三徳山の探勝等のための休憩所として整備する。	

(ウ) 道路

a 車道

車道を次のとおりとする。

(表 19：道路（車道）表)

番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針	告示年月日
1	大山口大山線	起点－鳥取県西伯郡大山町（飯戸・国立公園境界） 終点－鳥取県西伯郡大山町（大山寺・車道合流点）		大山寺集団施設地区への到達道路として整備する。	昭 50. 9. 13
2	米子大山線	起点－鳥取県西伯郡大山町（赤松・国立公園境界） 終点－鳥取県西伯郡大山町（大山寺集団施設地区）		車道周辺の緑化の維持に努めるとともに、大山寺集団施設地区への到達道路として整備する。	昭 50. 9. 13
3	中山大山線	起点－鳥取県西伯郡大山町（萩原・国立公園境界） 終点－鳥取県西伯郡大山町（大山寺集団施設地区）	香取、川床、 上ノ原	大山寺集団施設地区への到達道路として整備する。	昭 50. 9. 13
4	御机笹ヶ平線	起点－鳥取県日野郡江府町（御机・国立公園境界） 終点－鳥取県東伯郡琴浦町（一向平・国立公園境界） 起点－鳥取県倉吉市（野添・国立公園境界） 終点－鳥取県倉吉市（野添・国立公園境界）	鏡ヶ成 笹ヶ平	鏡ヶ成集団施設地区及び笹ヶ平への到達道路として整備する。	昭 57. 8. 31

番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針	告示年月日
5	桧水高原御机線	起点－鳥取県西伯郡伯耆町（桧水高原集団施設地区） 終点－鳥取県日野郡江府町（御机・国立公園境界）	鍵掛峠 大平原	車道周辺のブナ林の保護に努めるとともに、南大山の周回線道路として整備する。	昭50.9.13
6	溝口大山線	起点－鳥取県西伯郡伯耆町（岩立・国立公園境界） 終点－鳥取県西伯郡大山町（大山集団施設地区）	桧水高原	桧水高原及び大山寺集団施設地区への到達道路として整備する。	昭50.9.13
7	蛇ヶ虬線	起点－岡山県真庭市（湯船・国立公園境界） 終点－岡山県真庭市（蛇ヶ虬入口）		蛇ヶ虬への到達道路として整備する。	昭50.9.13
8	蒜山鏡ヶ成線	起点－岡山県真庭市（三木ヶ原・国立公園境界） 終点－岡山県真庭市（明連・国立公園境界） 起点－岡山県真庭市（明連・国立公園境界） 終点－鳥取県日野郡江府町（鏡ヶ成集団施設地区）	鬼女台	鏡ヶ成及び蒜山集団施設地区への到達道路として整備する。	昭57.8.31
9	倉吉江府線	起点－岡山県真庭市（内海・国立公園境界） 終点－鳥取県日野郡江府町（内海虬・国立公園境界）	内海虬	内海虬への到達道路として整備する。	昭57.8.31

b 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表 20：道路（歩道）表)

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
1	中国自然歩道線	起点－鳥取県東伯郡琴浦町（一向平・国立公園境界） 終点－鳥取県西伯郡大山町（赤松池・国立公園境界） 終点－鳥取県西伯郡大山町（寂静山）	大山滝、大休峠、 中ノ原、寂静山、 大山寺、赤松池	中国自然歩道の一部として整備する。	昭 57. 8. 31
4	川床宝珠山線	起点－鳥取県西伯郡大山町（川床・歩道分岐点） 終点－鳥取県西伯郡大山町（下宝珠越）		宝珠山への登山道として整備する。	
6	大山寺三鈷峰線	起点－鳥取県西伯郡大山町（下宝珠越・歩道分岐点） 終点－鳥取県西伯郡大山町（象ヶ鼻・歩道合流点） 終点－鳥取県西伯郡大山町（元谷・歩道合流点）		上宝珠越を經由し、象ヶ鼻方面及び元谷に至る登山道として整備する。	
7	大山登山道線	起点－鳥取県西伯郡大山町（大山寺） 終点－鳥取県西伯郡大山町（大山山頂） 終点－鳥取県西伯郡大山町（大山山頂西・歩道合流点）		大山山頂への主要登山道として整備する。	昭 57. 8. 31
8	大山寺鏡ヶ成線	起点－鳥取県西伯郡大山町（大山寺・歩道分岐点） 終点－鳥取県日野郡江府町（鏡ヶ成）		鏡ヶ成への到達道路として整備する。	昭 50. 9. 13
9	行者谷線	起点－鳥取県西伯郡大山町（大神山神社） 終点－鳥取県西伯郡大山町（大山六合目・歩道合流点）	大神山神社 元谷	大山六合目への登山道として整備する。	

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
10	三鈷峰船上山線	起点－鳥取県西伯郡大山町（象ヶ鼻・歩道分岐点） 終点－鳥取県東伯郡琴浦町（茶園原） 終点－鳥取県東伯郡琴浦町（西坂登山口）	大休峠、矢筈ヶ山、 甲ヶ山、勝田ヶ山、 船上山	茶園原及び西坂登山口への縦走登山道として整備する。	
11	奥大山鏡ヶ成線	起点－鳥取県西伯郡大山町（鳥越峠・歩道分岐点） 終点－鳥取県日野郡江府町（新小屋峠）	鳥ヶ山	新小屋峠への縦走登山道として整備する。	昭57.8.31
12	三ノ沢地獄谷線	起点－鳥取県西伯郡大山町（三ノ沢） 終点－鳥取県東伯郡琴浦町（地獄谷・歩道合流点）	鳥越峠 駒鳥	地獄谷への縦走登山道として整備する。	昭57.8.31
14	鏡ヶ成蒜山縦走線	起点－鳥取県日野郡江府町（新小屋峠） 終点－岡山県真庭市（犬狭峠・国立公園境界）	皆ヶ山、上蒜山、 中蒜山、下蒜山	蒜山三山への縦走登山道として整備する。	昭57.8.31
15	大平原木谷線	起点－鳥取県日野郡江府町（大平原・歩道分岐点） 終点－鳥取県西伯郡大山町（木谷・歩道合流点）		三ノ沢地獄谷線歩道への到達道路として整備する。	昭50.9.13
16	鳥ヶ山登山線	起点－鳥取県日野郡江府町（鏡ヶ成） 終点－鳥取県日野郡江府町（鳥ヶ山・歩道合流点）		鳥ヶ山への到達道路として整備する。	昭50.9.13
17	鏡ヶ成蒜山線	起点－鳥取県日野郡江府町（鏡ヶ成集団施設地区） 終点－岡山県真庭市（明連・国立公園境界）		蒜山への到達歩道として整備する。	昭57.8.31
18	鏡ヶ成三平山線	起点－鳥取県日野郡江府町（鏡ヶ成） 終点－岡山県真庭市（朝鍋鷲ヶ山・国立公園境界）	鬼女台、内海峠、 三平山	朝鍋鷲ヶ山への到達歩道として整備する。	昭50.9.13

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
19	鬼女台城山線	起点－鳥取県日野郡江府町（鬼女台・歩道分岐点） 終点－鳥取県日野郡江府町（御机・国立公園境界）		瓜菜沢周辺の草原を巡る自然探勝歩道として整備する。	昭 50. 9. 13
20	蛇ヶ虬線	起点－岡山県真庭市（蛇ヶ虬入口） 終点－岡山県真庭市（蛇ヶ虬・歩道合流点）		鏡ヶ成蒜山縦走線歩道への到達路として整備する。	昭 50. 9. 13
21	三木ヶ原皆ヶ山線	起点－岡山県真庭市（上福田・歩道分岐点） 終点－鳥取県倉吉市（皆ヶ山・歩道合流点）	二俣山	皆ヶ山への登山道として整備する。	昭 57. 8. 31
22	上蒜山登山線	起点－岡山県真庭市（上福田・歩道分岐点） 終点－岡山県真庭市（湯船・国立公園境界） 起点－岡山県真庭市（百合原・国立公園境界） 終点－鳥取県倉吉市（上蒜山・歩道合流点）		上蒜山への登山道として整備する。	昭 57. 8. 31
24	中蒜山登山線	起点－岡山県真庭市（塩釜・国立公園境界） 終点－鳥取県倉吉市（中蒜山・歩道合流点）		中蒜山への登山道として整備する。	昭 50. 9. 13
27	朝鍋鷲ヶ山登山線	起点－鳥取県日野郡江府町（深山口・国立公園境界） 起点－岡山県真庭市（蒜山上徳山） 起点－岡山県真庭郡新庄村（野土路・国立公園境界） 終点－鳥取県日野郡江府町及び岡山県真庭郡新庄村（朝鍋鷲ヶ山・歩道合流点）		深山口、野土路及び蒜山上徳山から朝鍋鷲ヶ山に至る登山道として整備する。 登山者の利便を図るため要所に休憩所等を整備する。	平 14. 3. 26

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
28	朝鍋鷲ヶ山白馬山縦走線	起点－鳥取県日野郡江府町及び岡山県真庭郡新庄村(朝鍋鷲ヶ山・歩道分岐点) 終点－鳥取県日野郡江府町及び岡山県真庭郡新庄村(白馬山・歩道合流点)	金ヶ谷山	朝鍋鷲ヶ山から金ヶ谷山を経て白馬山に至る登山道として整備する。登山者の利便を図るため要所に休憩所等を整備する。	平 14. 3. 26
29	俣野毛無山線	起点－鳥取県日野郡江府町(俣野・国立公園境界) 終点－鳥取県日野郡江府町及び岡山県真庭郡新庄村(毛無山・歩道合流点)	ウド山	俣野から毛無山に至る登山道として整備する。登山者の利便を図るため要所に休憩所等を整備する。	平 14. 3. 26
30	毛無山登山線	起点－岡山県真庭郡新庄村(田浪・国立公園境界) 起点－岡山県真庭郡新庄村(田浪・歩道分岐点) 起点－岡山県真庭郡新庄村(田浪・歩道分岐点) 終点－鳥取県日野郡江府町及び岡山県真庭郡新庄村(毛無山山頂) 終点－岡山県真庭郡新庄村(毛無山・歩道合流点)	白馬山	田浪から毛無山に至る登山道として整備する。登山者の利便を図るため要所に休憩所等を整備する。	平 14. 3. 26
31	朝刈川毛無山線	起点－鳥取県日野郡日野町(朝刈・国立公園境界) 終点－鳥取県日野郡江府町及び岡山県真庭郡新庄村(毛無山・歩道合流点)		朝刈から毛無山に至る登山道として整備する。	平 14. 3. 26

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
32	宝仏山登山線	起点－鳥取県日野郡江府町（三谷・国立公園境界） 起点－鳥取県日野郡日野町（根雨・国立公園境界） 起点－鳥取県日野郡日野町（朝刈・国立公園境界） 終点－鳥取県日野郡江府町（宝仏山・歩道合流点）		三谷、根雨から宝 仏山に至る登山道と して整備する。	平 14. 3. 26
33	坊主山登山線	起点－岡山県真庭郡新庄村（田浪・国立公園境界） 終点－岡山県真庭郡新庄村（毛無山・歩道合流点）		田浪から坊主山に 至る登山道として整 備する。	平 14. 3. 26
34	金ヶ谷山登山線	起点－岡山県真庭郡新庄村（野土路・国立公園境界） 終点－岡山県真庭郡新庄村（金ヶ谷山・歩道合流点）		金ヶ谷山から野土 路に至る登山道とし て整備する。	平 14. 3. 26
35	三徳山登山線	起点－鳥取県東伯郡三朝町（三徳・国立公園境界） 終点－鳥取県東伯郡三朝町（三徳山）		三徳山山頂への到 達歩道とし、三徳山 地域の景観、自然環 境、文化を探勝する ための歩道として整 備する。	

(ウ) 運輸施設

運輸施設を次のとおりとする。

(表 21：運輸施設表)

番号	路線名	種類	位置又は区間	主要 経過地	整備方針	告示年月日
1	丸山リフト	索道運送施設	起点－岡山県真庭市（丸山山麓） 終点－岡山県真庭市（丸山山麓）	丸山	蒜山高原を前面に、蒜山三座を望む絶好の展望地として利用の多い丸山までの運輸施設として、索道を整備する。	平2.3.8

4 参考事項

(1) 過去の経緯

ア 公園区域

- 昭和 11 年 2 月 1 日 大山国立公園の指定
- 昭和 38 年 4 月 10 日 区域の一部変更と名称変更
- 昭和 50 年 9 月 13 日 再検討
- 平成 2 年 3 月 8 日 第 2 次点検に伴う一部変更
- 平成 14 年 3 月 26 日 区域拡張（毛無山一帯）

イ 規制計画

- 昭和 13 年 5 月 13 日 特別地域の指定
- 昭和 32 年 7 月 8 日 特別保護地区の指定
- 昭和 38 年 4 月 10 日 特別地域の拡張（第 1 種、2 種、3 種の地種区分）
特別保護地区の拡張
- 昭和 50 年 9 月 13 日 再検討
- 平成 2 年 3 月 8 日 第 2 次点検に伴う一部変更（植生復元）
- 平成 9 年 9 月 18 日 第 3 次点検に伴う一部変更（隠岐島地域）
- 平成 14 年 3 月 26 日 特別地域及び特別保護地区の追加

ウ 施設計画

- 昭和 27 年 10 月 13 日 単独施設の決定
- 昭和 29 年 2 月 18 日 集団施設地区の決定
- 昭和 30 年 9 月 7 日 単独施設計画の追加
- 昭和 31 年 6 月 15 日 集団施設地区の指定及び単独施設計画の追加
- 昭和 31 年 12 月 17 日 単独施設計画の追加
- 昭和 32 年 7 月 8 日 集団施設地区の変更
- 昭和 34 年 10 月 26 日 集団施設地区の変更
- 昭和 37 年 12 月 10 日 集団施設地区の変更
- 昭和 38 年 4 月 10 日 集団施設地区の追加指定及び単独施設計画の追加
- 昭和 40 年 12 月 10 日 集団施設地区の変更
- 昭和 42 年 10 月 26 日 運輸施設の追加
- 昭和 43 年 8 月 23 日 集団施設地区の変更
- 昭和 43 年 10 月 1 日 車道の変更
- 昭和 45 年 1 月 22 日 単独施設の追加
- 昭和 50 年 9 月 13 日 単独施設の変更
- 昭和 55 年 6 月 10 日 集団施設地区の変更

昭和 57 年 8 月 31 日 第 1 次点検に伴う変更
平成 2 年 3 月 8 日 第 2 次点検に伴う変更
平成 7 年 8 月 21 日 集団施設地区の変更及び単独施設の変更
平成 9 年 9 月 18 日 第 3 次点検に伴う変更
平成 14 年 3 月 26 日 区域拡張に伴う単独施設の追加
平成 21 年 10 月 28 日 第 4 次点検に伴う変更